

令和7年度第7回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和7年5月19日
開催場所 市長公室
開始時間 午前 10時15分
終了時間 午前 11時45分

庁議内容	
議 題	1 令和7年国立市議会第2回定例会提出議案について
付 議	2 福祉会館、北高齢者在宅サービスセンター、心身障害者通所訓練施設あすなろ・障害者センターの指定管理について

出席者（13名）

庁議メンバー	市長
（13名）	教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
代理出席者	
（0名）	

【議 題】	
1. 令和7年国立市議会第2回定例会提出議案について	説明員：各部長
<内 容>	
令和7年国立市議会第2回定例会提出議案についての概要説明を行った。	
【付 議】	
2. 福祉会館、北高齢者在宅サービスセンター、心身障害者通所訓練施設あすなろ・障害者センターの指定管理について	説明員：福祉総務課長、しょうがいしゃ支援課長、高齢者支援課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)	

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和7年5月19日開催）

付議事案名：福祉会館、北高齢者在宅サービスセンター、心身障害者通所訓練施設あすなろ・障害者センターの指定管理について

提案課 政策経営部政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① ☒ 決裁後公開します
② ☐ （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
福祉会館、北高齢者在宅サービスセンター、心身障害者通所訓練施設あすなろ・障害者センターについて、指定管理者制度を活用しており、社会福祉法人国立市社会福祉協議会又は社会福祉法人弥生会を指定管理者として指定している。この指定期間が令和3年4月1日～令和8年3月31日であるところ、令和8年度以降の指定管理に関する方向性について庁内の合意形成を図るため付議するものである。
2. 経過及び現状
令和6年11月25日 対象施設における指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールについて報告
3. 具体的な措置
庁議にて確認後、指定管理者選定委員会に指定期間・選定基準等に関する意見聴取を行う等、令和8年4月1日からの指定管理に向けた手続を進める。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

- 【主な意見・質疑等】
- 心身障害者通所訓練施設あすなろについて、民間が運営することは可能なのか。
⇒民間では、受け入れ可能人数等の制限もあり、事業として継続することは難しいと考える。